

一定の規模以上の土地の形質の変更届出について（土壌汚染対策法）

■ 届出対象 … 土地の形質の変更をする面積の合計（掘削と盛土の合計）が次の規模以上のもの

◎ 法第3条第7項の届出

法第3条第1項ただし書の確認に係る土地に関するもの（土壌汚染状況調査結果報告の猶予地）

→ 900平方メートル

◎ 法第4条第1項の届出

現に有害物質使用特定施設が設置されている工場若しくは事業場の敷地又は法第3条第1項本文に規定する使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場若しくは事業場の敷地について

→ 900平方メートル

その外について → 3,000平方メートル

■ 届出者

◎ 法第3条第7項（法第3条第1項ただし書の確認に係る土地）の届出 … 土地の所有者等

◎ 法第4条第1項の届出 … 土地の形質の変更をしようとする者

施行に関する計画の内容を決定する者。

土地を借りて開発行為等を行う場合には開発事業者、工事の請負の発注者と受注者の関係では発注者が該当するものと考えられます。

■ 届出期限 … 土地の形質の変更に着手する日の30日前まで

法第3条第7項の届出については「あらかじめ」届け出ることとなっていますが、必ず土壌汚染状況調査報告命令が出るため、報告した土壌汚染状況調査結果の審査が終わるまでは工事に着手できませんので、ご注意ください。なお調査の結果、汚染が判明した場合には、土地の形質の変更が制限される場合があります。

■ 届出部数 … 1部

■ 添付書類

1. 「周辺の見取り図（地図）」

土地の形質の変更をしようとする場所がわかる地図等

2. 「土地の形質の変更をしようとする土地の地番図（公図の写し等）」

3. 「土地の形質の変更をしようとする場所の図（平面図）」

公図の写し等の地番ごとに区画された図上に、盛土部分と掘削部分を分けて（色分け等して）記載し、土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにしてください。

掘削後に盛土する部分については、それぞれを明確にしてください。

4. 「土地の形質の変更の深さ・高さがわかる図（立面図と断面図）」

土地の形質の変更場所ごとに、掘削・盛土をする深さ・高さを立面図と断面図で図示し、土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにしてください。

5. 「登記事項証明書の写し（土地の売買契約書、工事における請負契約書又は同意書等の写しでも可）」

土地の形質を変更しようとする者（当該土地を開発し、事業を行う者）が当該土地の所有者等（土地の形質変更を行うために必要な権原を有する者）でない場合に添付してください。

6. 「事業計画の全体がわかるもの」

分割での施行を行う場合に、全体の事業計画がわかる図等を添付してください。

※同一の計画や目的で行われる事業等で、全体として届出対象規模以上の場合には、一つの工区では届出対象規模に満たない場合でも、工区ごとに届出が必要となります。この場合、届出書の「土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ」に全体計画面積を別途記載してください。

7. 「工程表」

土地の形質の変更の工程がわかるもの添付してください。

8. 「土地の形質の変更に係る一覧」

公図の地番ごとに、所有者と面積、掘削・盛土の面積等の一覧を添付してください。

9. 「土地利用履歴書」

過去の土地の利用状況をわかる範囲で記載し、添付してください。

■ その他

1. 注意事項

- ① 届出対象規模に満たない場合でも、同一の計画や目的の下で行われる事業等で、全体として届出対象規模以上の場合には、工区ごとに届出が必要となります。
- ② この届出により、当該土地の所有者等は土壤汚染の状況を調査し報告するよう命ぜられる場合があります。また、その場合には、土壤汚染状況調査結果報告書の審査が終了するまでの間、土地の形質の変更は行えません。なお、調査の結果、汚染が判明した場合には、土地の形質の変更が制限される場合があります。

2. 届出を要しない行為

- ① 盛土のみの場合
 - ※ただし、いくらかでも掘削し②に該当しない場合には、盛土を含めて届出対象となります。
- ② 次のいずれにも該当しない行為
 - イ 土壤を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出すること
 - ロ 土壤の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行うこと
 - ハ 土地の形質の変更に係る部分の深さが50センチメートル以上であること
- ③ 農業を営むために通常行われる行為であって、②のイに該当しないもの
- ④ 林業の用に供する作業路網の整備であって、②のイに該当しないもの
- ⑤ 鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更

3. 特定有害物質一覧

1. カドミウム及びその化合物
2. 六価クロム化合物
3. クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）
4. 2-クロロ-4,6-ビス（エチルアミノ）-1,3,5-トリアジン（別名シマジン又はCAT）
5. シアン化合物
6. N,N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル（別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ）
7. 四塩化炭素
8. 1,2-ジクロロエタン
9. 1,1-ジクロロエチレン（別名塩化ビニリデン）
10. 1,2-ジクロロエチレン
11. 1,3-ジクロロプロペン（別名D-D）
12. ジクロロメタン（別名塩化メチレン）
13. 水銀及びその化合物
14. セレン及びその化合物
15. テトラクロロエチレン
16. テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム又はチラム）
17. 1,1,1-トリクロロエタン
18. 1,1,2-トリクロロエタン
19. トリクロロエチレン
20. 鉛及びその化合物
21. 砒素及びその化合物
22. ふっ素及びその化合物
23. ベンゼン
24. ほう素及びその化合物
25. ポリ塩化ビフェニル（別名PCB）
26. 有機りん化合物

（ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名パラチオン）、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名メチルパラチオン）、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（別名メチルジメトン）及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名EPN）に限る。）

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

伊勢崎市長 様

法人等の場合にはその代表者の役職と
代表者名も記載してください。

年 月 日

届出先 ○○県○○市○○町○○
○○ 株式会社
代表取締役 ○○ ○○
電話番号 0000-00-0000

該当しない方の条項を
二重線で消してください。

第3条第7項
土壤汚染対策法 第4条第1項の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更について、次の
とおり届け出ます。

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地	伊勢崎市○○町○○-○、□□-□、□□-○	
土地の形質の変更の場所	別添図面のとおり	
土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ	面積：4,800 m ² 深さ：60 cm	
土地の形質の変更の着手予定日	○○年○○月○○日	
法第3条第1項の ただし書の確認を 受けた土地において 法第3条第7項 の規定による土地 の形質の変更をする 場合	工場又は事業場の 名称	<p>法第3条第1項ただし書による調査猶予地の場合はこちらを記載してください。 確認通知書の記載内容を確認してください。</p>
	工場又は事業場の 敷地であった土地 の所在地	
現に有害物質使用 特定施設等が設置 されている工場又 は事業場の敷地 において法第4条第 1項の規定による 土地の形質の変 更をする場合	有害物質使用特定 施設が設置されて いる工場又は事業 場の名称	<p>有害物質使用特定施設等が設置されている工場・事業場の敷地の場合は、こちらを記載してください。 水質汚濁防止法の届出書等に記載した内容を確認してください。</p>
	有害物質使用特定 施設の種類	
	有害物質使用特定 施設の設置場所	
	特定有害物質の種 類	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

